

留学生を受け入れている指導教員のための

インフォメーションブック



2010年

琉球大学留学生センター

はじめに

グローバル化の進展の中、大学も更なる国際化の促進が求められています。平成20年7月には、「留学生30万人計画」の骨子が文部科学省をはじめとする5省庁から発表され、2020年までの30万人の受け入れ、優秀な留学生の獲得、アジアをはじめとした諸外国に対する知的貢献などが謳われています。2009年度にはグローバル30の公募が行われ、13の大学が留学生受け入れのための国際化の拠点として採択されました。

琉球大学に於いても、学部留学生や大学院留学生、研究生、短期留学生などのカテゴリーで留学生を受け入れ、2009年11月にはヶ国から人の留学生が在籍しています。留学生の受け入れにあたっては、教員の皆様のご尽力をお願いしてきましたが、今後更に増加する留学生関係の業務の円滑な遂行のために、『留学生を受け入れている指導教員のためのインフォメーションブック』を作成いたしました。

内容は、留学生の受け入れから学内外での手続き、生活に至るまでの最低限必要な項目を盛り込んでいます。ご活用いただければ、幸いです。

留学生に関しては、制度や手続きの変更がほぼ毎年のようなになりますので、順次、アップデートしていく予定です。また、教員の皆様が必要と感じる項目の追加についても、ご意見をお待ちしております。

2010年1月
留学生センター長
鈴木 規之

この冊子の使い方について

この冊子は、留学生を受け入れている指導教員の疑問点に答えるという形式(Q&A)になっており、目次も質問形式で作ってあります。したがって、ご覧になりたい頁は、

- 1) 目次の「Q」で探す
- 2) 目次の「カテゴリー」で探す

のどちらかの方法でお探してください。また、巻末には「キーワード検索」の頁がありますので、こちらで頁を探すこともできます。

なお、冊子に書かれている事柄は、国際課が現時点(2010年1月)で入手している最新の情報に基づいておりますが、文責は下記にあります。内容についてのご意見、ご提案、また、「こういった情報も提供してほしい」というようなご要望などございましたら、下記にご連絡ください。

留学生センター 相談部門 佐々木香代子

E-mail: daisukes@lab.u-ryukyu.ac.jp

目次

カテゴリー	質問	頁
アルバイト	Q1: 留学生がアルバイトをしたいと言っているのですが…。	1
チューター	Q2: 「チューター」とは、なんですか？	2
	Q3: チューターはどのようにして選ぶのですか？	2
	Q4: チューターになる学生は、何か手続きが必要ですか？	2
	Q5: チューターは、無償のボランティアで行うのですか？	2
	Q6: チューターを配置できる学生はどのような学生ですか？ また、期間はどれくらいですか？	3
	Q7: 留学生から、チューターを変えてほしいと言われました。どうすればいいですか？	3
	Q8: チューターが「やめたい」と言ってきました。どうすればいいですか？	3
入学後の学外での手続き	Q9: 外国人留学生が入学後、行わないといけない手続きがありますか。	4
外国人登録	Q10: 外国人登録は、どのようにすればいいのですか？	4
	Q11: 外国人登録は「90日以内に行えばいい」とあるので、直ちに 行わなくてもいいのですか？	4～5
国民健康保険	Q12: 国民健康保険は加入しなければならないのですか？	5
	Q13: 国民健康保険料は、年間いくらぐらいですか？	5
	Q14: 国民健康保険はどうすれば加入できますか？	5
	Q15: 引っ越す時、国民健康保険証はどうするのですか？	6
	Q16: 帰国する時、国民健康保険証はどうするのですか？	6
ゆうちょ銀行	Q17: どうして「ゆうちょ銀行」の口座を開設しなければならないの ですか？ 琉銀や沖銀ではダメですか？	6
	Q18: 「ゆうちょ銀行」の口座は、どうすれば開設できますか？	7
在留期間更新 の手続き	Q19: 留学生から「在留期間がもう少しで切れます。」との相談を受 けました。どうすればいいですか？	8
	Q20: 在留期間更新の手続きは、いつまでにしなければなりません か？	8
	Q21: 在留期間更新の手続きをするために、どんな書類が必要で すか？	8～9
再入国許可の 手続き	Q22: 留学生から「休み期間に、国へ帰りたい」と言われたので すが、何か手続きが必要ですか？	10
	Q23: 一時出国および再入国するために、どんな手続きが必要で すか？	10
在留資格変更 の手続き	Q24: 留学生が「卒業したら、日本で就職したい」と言っています。 その場合、何か手続きが必要ですか？	11

	Q25: 在留資格を変更するために、どんな手続きが必要ですか？	11～12	
	Q26: 留学生が日本で就職を希望しているのですが、卒業までに就職先が決まりそうにありません。どうしたらいいですか？	12	
	Q27: 卒業後も、日本で就職活動を続けるために、どんな書類が必要ですか？	12～13	
宿舎	Q28: 本学には留学生が入れる宿舎がありますか？	13	
	Q29: 本学の宿舎には、何名の留学生を受け入れることができるのですか？	13	
	Q30: 留学生を宿舎に入れたいのですが、どんな手続きが必要ですか？	13～14	
アパートへの入居	Q31: 留学生が学内宿泊施設に入居できない場合、国際課では、アパートの斡旋を行っているのですか？	14	
	Q32: アパートへの入居となると、敷金、礼金及び保証人が必要になると思いますが、留学生にはどうアドバイスしたらいいでしょうか？	14	
	Q33: 「留学生住宅総合補償」とは、何ですか？	15	
	Q34: 留学生を「留学生住宅総合補償」に加入させたいのですが、どうすればいいのですか？	15	
留学するための手続き	Q35: 「琉球大学で勉強したい。」と外国人から照会があったのですが、どう対応すればいいのですか？ ①短期留学について Q: STRPとURSEPは、どんな手続きが必要ですか？ ②国費留学について Q: 大使館推薦と大学推薦の違いは何ですか？ ③私費留学について	16～24	
	Q36: 試験を受けるのに、どのくらいお金がかかるのですか？	25	
	Q37: 入学する時、どのくらいお金がかかるのですか？	25	
	授業料免除	Q38: 授業料を納めるのが大変だという相談を受けたのですが、留学生も免除をしてもらえますか？	25～26
		Q39: 授業料免除の手続きについて、留学生に聞かれたのですが…。	26
奨学金	Q40: 留学生から奨学金について聞かれたのですが…。	27	
	Q41: 学習奨励費とは、何ですか？	27	
奨学金	Q42: 文部科学省の国費留学生国際採用制度とは、何ですか？	27～28	
	Q43: 民間団体等の奨学金は、どのようなものがありますか？	29	
就職活動	Q44: 留学生から就職活動について相談を受けたのですが、日本人の就職活動と違いがありますか？	30	

健康	Q45: 留学生の体調が良くないようなのですが、どうすればいいですか？	30～31
	Q46: 学外で、英語で対応できる病院はありますか？	31
カウンセリング	Q47: 留学生が友人関係で悩んでいるようなのですが・・・。	31～32
日本語学習	Q48: 留学生に日本語を勉強させたいのですが・・・。	33
車の運転	Q49: 車を運転したいと言っているのですが、どうすればいいですか？	34
配偶者へのサービス	Q50: 留学生が国から配偶者を連れてきました。配偶者が利用できるサービスがありますか？	35
帰国の手続き	Q51: 留学生が帰国します。どんな手続きが必要ですか？	35

Q1: 留学生がアルバイトをしたいと言っているのですが・・・。

A1-1: 留学生が勉学以外の活動を行う時（例えば、学内ではTA、RA、臨時雇上等、学外では民間企業等でのアルバイトなど）は、手続きが必要です。

A1-2: 留学生センターに下記の書類がありますので、留学生本人が①③を記入し、国際課の担当者へ提出するようご指導ください。

また、指導教員は、留学生が予定している資格外活動が学業に支障がないことを確認・判断（②の同意書にサイン及び押印）し、「風俗関係」での仕事は決してしないようご指導ください。

※違反すると、最悪の場合、母国に強制送還されることもあります。

*国際課に提出する書類

- ①資格外活動許可申請書・・・学生本人が記入する。
- ②同意書・・・指導教員のサイン（押印）
- ③別紙・・・学生本人が記入する。
- ④副申書・・・留学生センター長名で、国際課が作成し、交付します。

*上記①～④に、外国人登録証及びパスポートを持参の上、福岡入国管理局那覇支局（那覇市樋川にある合同庁舎内）へ提出すると、約1時間で「許可書」が発行されます。

福岡入国管理局那覇支局は、那覇第1地方合同庁舎の7階にあります。

住所: 那覇市樋川 1-15-15 電話 832-4186

受付時間: 月～金曜日の 9:00～12:00、13:00～16:00

<参考>

- a) 資格外活動許可書の交付を受けず、学内等で「TAやRA、臨時雇上」を実施した場合、留学生への報酬を支給できませんので、ご注意ください。
- b) また、学外等で実施した場合、後日、トラブルに発展することが想定されますので、重ねてご注意ください。

担当部署
学術国際部国際課
学生交流担当
内線 8 1 3 1
E-mail: kogakuko@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

Q2:「チューター」とは、なんですか？

A 2 : 主に留学生の学習・研究の手伝いを中心に、日本語の指導や日常生活の世話をする学生のことです。

Q3:チューターはどのようにして選ぶのですか？

A 3 : 原則として、留学生の指導教員が留学生の専攻する分野に関連のある日本人学生の中から選びます。

が、指導教員が推薦できない場合は、国際課に登録されているチューター希望者の中から国際課担当職員が選びます。

Q4:チューターになる学生は、何か手続きが必要ですか？

A 4 : 国際課で、事務上の手続きがあります。(チューターについては、年2回、説明会も開催していますが、適宜、国際課で説明しております。)

Q5:チューターは、無償のボランティアで行うのですか？

A 5 : 違います。チューターには1時間1,000円の謝礼金がでます。ただし、予算の都合で、1人あたり1ヶ月15時間以内となっておりますので、最高で、月額15,000円となります。

Q6:チューターを配置できる学生はどのような学生ですか？また、期間はどれくらいですか？

A6：全ての学生にチューターを配置することができますが、期間は学生の身分によって異なります。

学部学生→入学後、2年間

大学院生、研究生、科目等履修生→入学後、1年間

Q7:留学生から、チューターを変えてほしいと言われました。どうすればいいですか？

Q8:チューターが「やめたい」と言ってきました。どうすればいいですか？

A7, 8：まず、事情をよく確認してください。そして、指導教員が新しいチューターを選んで下さい。新しいチューターを選ぶことができない場合は、国際課担当者へご相談下さい。

担当部署

学術国際部国際課

学生交流担当

内線 8 1 3 1

E-mail:kogakuko@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

Q9:外国人留学生在入学後、行わないといけない手続きがありますか。

A9:まず、以下の3つの手続きを速やかに行う必要があります。

- ①外国人登録
- ②国民健康保険への加入
- ③ゆうちょ銀行の口座開設

Q10:外国人登録は、どのようにすればいいのですか？

A10-1:日本に90日以上滞在する外国人はすべて、「外国人登録法」の定めにより、入国後90日以内に外国人登録をしなければなりません。

A10-2:留学生在が居住している市町村役場で手続きをしてください。
申請用紙は役場にあります。写真2枚とパスポートを持って行って下さい。手続きが終わると、「外国人登録証明書」が発行されます。

Q11:外国人登録は「90日以内に行えばいい」とあるので、直ちに行わなくてもいいですか？

A11:外国人登録を済ませなければ、国民健康保険の加入、ゆうちょ銀行の口座開設ができません。それで、直ちに行う必要があるのです。

<参考>

- a)この外国人登録証明書はいつも携帯する義務ありますので、外出の際には忘れずに持つように指導してご指導ください。
- b)もし、証明書の記載事項のうち、1)氏名、2)国籍、3)住所、4)在留資格、5)在留期間に変更がある場合、または証明書を紛失した場合には、14日以内に市町村役場において変更

登録、または再発行の申請をしなければなりません。

- c)この証明書の有効期間は5年間ですので、5年を越えて滞在する場合は、有効期限が満了する日から30日以内に市町村役場において再登録しなければいけません。

Q12: 国民健康保険は加入しなければならないのですか？

A12-1 : 1年以上滞在、または滞在予定のある全ての外国人は、国民健康保険へ加入する義務があります。

A12-2 : 国民健康保険に加入すると、年間保険料を支払う必要がありますが、医療費の自己負担が3割になります。

Q13: 国民健康保険料は、年間いくらぐらいですか？

A13 : 保険料は、市町村によって異なります。例えば、平成20年度の西原町の保険料は、アルバイトなどの収入がない人の場合、年間14,100円でした。

Q14: 国民健康保険はどうすれば加入できますか？

A14-1 : 留学生が居住する市町村役場で申請します。そのときに外国人登録証明書を見せる必要があります。

A14-2 : 国民健康保険証は、発行月日に関係なく毎年3月31日に有効期限が切れますので、3月末までに保険証を持って役場に行き、更新しなければなりません。
※保険証を更新しないと、4月1日以降は使えなくなります。

Q15: 引っ越す時、国民健康保険証はどうするのですか？

A15：他の市町村へ引っ越す時は、必ず保険証が発行された役場に行き、保険証を返却してください。そして、引っ越し先で、新たに申請の手続きをして下さい。

※返却しないと、引越した後も保険料を請求されます。

Q16: 帰国する時、国民健康保険証はどうするのですか？

A16：必ず保険証が発行された役場に行き、保険証を返却してください。

※返却しないと、引越した後も保険料を請求されます。

Q17: どうして「ゆうちょ銀行」の口座を開設しなければならないのですか？ 琉銀や沖銀ではダメですか？

A17-1：国の方針で、外国人は、外国人登録を済ませてから6ヶ月間は、地方銀行（沖銀、琉銀等）での口座開設はできません。

A17-2：留学生は、奨学金や生活費等の保管のため、口座を開設する必要がありますが、上記の理由で、地方銀行での口座開設ができないため、ゆうちょ銀行の口座を開設する必要があります。



Q18:「ゆうちょ銀行」の口座は、どうすれば開設できますか？

A18：ゆうちょ銀行の窓口に行ってください。そのときに外国人登録証明書を見せる必要がありますので、必ず、外国人登録証明書を持って行ってください。

担当部署
学術国際部国際課
学生交流担当
内線 8 1 3 1
E-mail:kogakuko@to.jim.u-ryukyu.ac.jp



Q19: 留学生から「在留期間がもう少しで切れます。」との相談を受けました。どうすればいいですか？

A19-1 : 在留資格「留学」で日本に在留を許可された期間を越えて在学したい場合は、在留期間更新許可の申請をして、福岡入国管理局那覇支局で許可を受けなければなりません。

A19-2 : 福岡入国管理局那覇支局は、那覇第1地方合同庁舎の7階にあります。

住所: 那覇市樋川 1-15-15 電話 832-4186

受付時間: 月～金曜日の 9:00～12:00、13:00～16:00

Q20: 在留期間更新の手続きは、いつまでにしなければなりませんか？

A20 : 在留期間が満了する日の2か月前から受けつけていますが、**満了する日までに書類を提出しなければなりません。**

Q21: 在留期間更新の手続きをするために、どんな書類が必要ですか？

A21: 提出書類は次の通りです。

- ① 在留期間更新許可申請書 1部 (用紙は福岡入国管理局那覇支局(にあります。))
- ② 在学証明書
- ③【学部学生・大学院生】成績証明書
【研究生・科目等履修生】次のいずれか該当するもの
 - (a) 研究内容が記載された証明書((学部長・研究科長の公印のあるもの)
 - (b) 聴講科目及び時間数(を記載した証明書(履修届写し等)
- ④ 旅券(パスポート)
- ⑤ 外国人登録証明書(提示のみ)
- ⑥ 手数料として、4,000円の収入印紙(那覇第1地方合同庁舎内で購入できます。)

※書類を提出するためには、**先ず、②と③の証明書を大学から発行してもらう必要があります**ので、余裕をもって手続きの準備をするよう、学生に指導してご指導ください。

なお、

申請の内容について更に確認すべき事項がある場合には、追加資料の提出を求められることがあります。

また、外国語で作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。

担当部署

学術国際部国際課

学生交流担当

内線 8 1 3 1

E-mail: kogakuko@to.jim.u-ryukyu.ac.jp



Q22: 留学生から「休み期間に、国へ帰りたい」と言われたのですが、何か手続きが必要ですか？

A22-1 : 休み期間などに母国又は第三国を訪問するため一時的に日本を離れる場合は、日本に再入国するための許可が必要になります。この許可を受けずに出国すると、新たに査証(ビザ)を取得しなければ**日本への再入国ができなくなります。**

A22-2 : **日本を出国する前に**、福岡入国管理局那覇支局から再入国許可をもらってください。なお、再入国許可は、1回限り有効です(数次許可は特別な理由がある場合のみ発行されます)。

A22-3 : 福岡入国管理局那覇支局での手続きの他に、**指導教員の承認が必要です。**出国前と帰国後に必ず所属学部の事務室に連絡するようご指導ください。

Q23: 一時出国および再入国するために、どんな手続きが必要ですか？

A23: 提出書類は次の通りです。

- ① 再入国許可許可申請書 1部 (用紙は福岡入国管理局那覇支局にあります。)
- ② 旅券)旅券(パスポート)
- ③ 外国人登録証明書(提示のみ)
- ④ 手数料として、3,000円の収入印紙 [数次許可の場合は6,000円の収入印紙]
(那覇第1地方合同庁舎内で購入できます。)

担当部署
学術国際部国際課
学生交流担当
内線 8 1 3 1
E-mail:kogakuko@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

Q24: 留学生が「卒業したら、日本で就職したい」と言っています。その場合、何か手続きが必要ですか？

A24: 留学生は卒業するまでは、「留学」※という在留資格になります。留学生が勉学や研究を終了した後に日本での就職を希望する場合、卒業前かつ就職先が決まった後に、在留資格変更許可の申請をしなければなりません。

※平成21年7月に入管法が改正され、平成22年7月までに「留学」と「就学」が一本化される予定です。

<参考>

- a) 一般的に、留学生が会社に就職する場合は、「技術」または「人文知識・国際業務」という在留資格に変更する場合があります。
- b) 日本で就職する場合、「留学」から就労のための在留資格を変更できるのは、**大学の学部卒業以上**です。

Q25: 在留資格を変更するために、どんな手続きが必要ですか？

A25: 本人に関するもの、就職先に関するものがありますが、どちらも原則として留学生本人が準備し、福岡入国管理局那覇支局に提出します。

※**情報が常に更新されるので**、入国管理局のホームページを確認するよう、学生にご指導ください。

I 本人に関するもの

- ①在留資格変更許可申請書(申請人作成用)
(用紙は福岡入国管理局那覇支局にあります。)
- ②卒業見込み証明書
- ③旅券(パスポート)
- ④外国人登録証明書(提示のみ)
- ⑤申請理由書(任意)

II 就職先に関するもの

- ①在留資格変更許可申請書(就職先の会社等作成用)※就職先の印鑑が必要です。
(用紙は福岡入国管理局那覇支局にあります。)
- ②雇用理由書(任意)
- ③就職先の会社によって4つのカテゴリーに分かれており、そのカテゴリー別に必要な書類

<参考>

- a) 就職先が決まって、大学から「卒業見込み証明書」が発行されれば、申請ができます。審査に2週間～1ヶ月程度かかりますので、日本での就職が決まった学生には、早めに申請するよう、学生にご指導ください。
- b) 卒業の前に「留学」の在留期限が切れる場合は、先ず、「留学」の在留期限の延長申請が必要です。

Q26: 留学生が日本での就職を希望しているのですが、卒業までに就職先が決まりそうにありません。どうしたらいいですか？

A26: 平成21年4月から、卒業後も、日本での就職活動が最長1年間、認められています。
その場合、在留資格は「特定活動」になり、在留期間は6ヶ月、1回まで在留期間の更新が認められています。

Q27: 卒業後も、日本で就職活動を続けるために、どんな書類が必要ですか？

A27: 提出書類は次の通りです。

- ①在留資格変更許可申請書(用紙は福岡入国管理局那覇支局にあります。)
- ②在留中の経費支弁能力を証明する文書
- ③卒業証書または卒業証明書
- ④卒業した大学からの継続就職活動についての推薦状
- ⑤就職活動を継続していることを明らかにする資料

問い合わせ先：福岡入国管理局那覇支局

那覇市樋川1-15-15 電話:098-832-4186
月～金 9:00～12:00、13:00～16:00

Q28: 本学には留学生が入れる宿舎がありますか？

A28: 国際交流会館と千原寮（男子・女子・混住）に入ることができます。

Q29: 本学の宿舎には、何名の留学生を受け入れることができるのですか？

A29-1: 国際交流会館は、以下の通りです。

単身棟・・・46室

夫婦棟・・・14室

家族室・・・12室

A29-2: 千原寮は以下の通りです（但し、平成22年春に新しい学寮が完成する予定です。新しい学寮には、留学生が若干名入居できる予定です）。

一般棟（男子）・・・47室

一般棟（女子）・・・18室

混住棟（男子）・・・24室

混住棟（女子）・・・15室

Q30: 留学生を宿舎に入れたいのですが、どんな手続きが必要ですか？

A30-1: 残念ながら、国際交流会館の単身棟は常に満員であり、入居することは困難です。

なぜ「常に満員」かと言うと、**現在、協定校からの短期留学プログラム学生 (URSEP/STRP) を優先して**入居させているからです。

A30-2: 国際交流会館の夫婦室と家族室は、**空き室が出た場合、随時**、学内掲示等でお知らせしますので、入居を希望する留学生には、本人が直接、国際課の窓口に来るようご指導ください。

A30-3 : 千原寮については、4月期と10月期に入居希望者を募集しますので、入居を希望する留学生には、本人が直接、国際課の窓口に来ようご指導ください。
なお、入居募集の掲示期は1月と7月ですので、学部または留学生センターの掲示板を見るようにご指導ください。

Q31: 留学生が学内宿泊施設に入居できない場合、国際課では、アパートの斡旋を行っているのですか？

A31 : 国際課では、アパートの斡旋は行っておりませんが、留学生が数多く入居しているアパート（不動産屋）の情報は提供できます。

**Q32: アパートへの入居となると、敷金、礼金及び保証人が必要になると
思いますが、留学生にはどうアドバイスしたらいいのでしょうか？**

A32-1 : 敷金とは、家賃未納や部屋の損害に対する保証金として家主に預けるお金で、退去時に家賃滞納分や部屋の損傷分を差し引いた残金が払い戻されます。礼金は、部屋を貸すことに対する感謝の気持ちとして家主に支払うお金のことです。一般的に、敷金、礼金は家賃の2ヶ月分ですが、**アパートによって異なります**ので、直接、不動産屋にご確認ください。なお、留学生が不動産屋に行く時は、チューターなど日本人に同伴してもらようご指導ください。

A32-2 : 保証人については、留学生が「留学生住宅総合補償」に加入すると、指導教員及び大学関係者（国際課長）が保証人になることができます。

Q33:「留学生住宅総合補償」とは、何ですか？

A33-1：民間アパートに入居する留学生のための保険です。留学生がこの保険に加入すると、アパートの火災、爆発、風水難、落雷、盗難などの事故が起こった場合に保険金が支払われます。保障の内容は、大きく分けて3つあります（1つ目は「賠償瀬金」、2つ目は「障害後遺障害」、3つ目は「保証人保証」）。詳細は国際課担当職員（学生交流担当）へご確認下さい。

A33-2：保険料は、1年間コース 7,500 円、2年間コース 14,000 円です。

Q34: 留学生を「留学生住宅総合補償」に加入させたいのですが、どうすればいいですか？

A34：申請書が国際課にありますので、**留学生本人が直接**、国際課窓口まで来るようにご指導ください。

担当部署
学術国際部国際課
学生交流担当
内線 8 1 3 1

E-mail:kogakuko@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

Q35:「琉球大学で勉強したい。」と外国人から照会があったのですが、どう対応すればいいですか？

A35-1：先ず、下記について確認して下さい。

- ①日本語のみを学習することが目的なのか？学部または大学院で勉強または研究することが目的なのか？
- ②留学期間は、短期か長期か？
- ③協定校の学生かどうか？
- ④国費での留学を希望するのか？私費での留学を希望するのか？

①で、「日本語学習が目的」の場合・・・

A①-1：本学で日本語学習を目的に勉強する場合、下記の2つのコースがあります。

- i) 1年間の短期留学生（STRP）として来沖し、日本語を勉強する。
但し、このプログラムに申し込めるのは、協定校の学生のみです。
(→②で「留学期間が短期の場合」をご覧ください。)

ii)日本語の科目等履修生として、入学する。

A①-2：科目等履修生の手続きは、下記の通りです。

(1)出願資格

- ①外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- ②日本において高等学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者

(2)出願期間及び入学期間

前期：4月～9月

願書提出期間：8月1日～8月15日

試験：8月中旬

科目：日本語Ⅰ、Ⅲ、Ⅴ（日本語）

日本事情Ⅰ、沖縄事情Ⅰ（日本または沖縄の社会、文化）

後期：10月～3月

願書提出期間：2月1日～2月15日

試験：2月中旬

科目：日本語Ⅱ、Ⅳ、Ⅵ（日本語）

日本事情Ⅱ、沖縄事情Ⅱ（日本または沖縄の社会、文化）

その他、日本語理解力の筆記試験および面接試験があります。

* 願書は直接本人が提出します（郵送不可）。

(3) 検定料：9,800円

入学料：28,200円

授業料：1単位・・・14,800円

* 4科目以上で週10時間以上受講すること。

担当部署

教務課共通教育担当

098-895-8854

kydin@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

②で、「留学期間が短期」の場合・・・

A②-1：現在、本学に「短期留学」できるのは、**協定校（巻末資料参照）からの留学生のみ**で、期間は1年あるいは半年に限られています。

協定校からの短期留学は、STRPとURSEPの2種類があります。

Q:STRPとURSEPの違いは、何ですか？

A②-2：STRPは、①日本語の習得を目的とする学生、②日本語を用いて日本人向けに提供された科目を受講する学生、③専門について英語等の媒介語を用いて指導する教員が受け入れを認めるケース、を想定しています。4月と10月の年に2回受け入れ、半年または1年のコースとなっていますが、日本語のレベルによっては、4月のみの受け入れになる場合もあります。

URSEPは、**応募資格に英語力（英語母語話者レベルまたはTOEFL550点以上が必要です**。これは、①日本語学習歴が「まったくない」または「ほとんどない」留学生、あるいは、②日本語学習が目的ではない留学生、を対象としてい

ることに基づいています。提供される科目は、英語による各学部の講義と初級～中級レベルの日本語クラスです。年に一度、10月からのコースを開設しています。

Q: STRPとURSEPは、どんな手続きが必要ですか？

A②-3 : 例年、10月上旬に短期留学プログラムの募集要項を国際課から各協定大学へ送付し、募集を行っています。平成21年度からは、募集要項を留学生センターのホームページに掲載したため、各協定校へは、メールで募集案内を行っています。

また、STRPプログラムについては、各学部（研究科）へ短期留学生の受入予定がないか別途照会し、学部を通じての応募書類の受付も行っていきます（平成21年は10月21日付けで通知）。

なお、短期留学プログラム募集要項掲載HPアドレスは、下記の通りです。

<STRPプログラム> <http://www.r-center.u-ryukyu.ac.jp/article/1/2/9>

<URSEPプログラム> <http://www.r-center.u-ryukyu.ac.jp/article/1/2/8>

担当部署

学術国際部国際課

短期留学担当

内線8096

E-mail:kotanryu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

Q:④で、「国費留学を希望している」場合…

A④-1 : 「国費留学」の場合、「大使館推薦」枠と「大学推薦」枠があります。

Q:大使館推薦と大学推薦の違いは何ですか？

A④-2 : 在外の日本国大使館・総領事館を通じて募集及び選考をする方法を大使館推薦と言います。それに対し、大学の各学部・研究科から大学長あてに候補者を推薦し、その後、大学から文科省あてに候補者を推薦し、文科省の選考を経て、採用を決める方法を大学推薦と言います。採用区分は「研究留学生（大学院レベル）」のみで、「学部留学生（学部レベル）」はありません。

Q:大使館推薦について教えてください。

A④-3 : 学部レベルと大学院レベルがありますので、それぞれについて説明します。

①学部レベル

諸外国の高等学校を卒業後、国費留学生として学部に入学を希望する場合には、各在外公館が募集する「国費外国人留学生(学部留学生)」に応募する必要があります。採用された場合には、まず東京外国語大学または大阪大学日本語日本文化教育センターで1年間日本語教育を受けた後に、入学を希望する大学による選考を受け、合格すれば、各大学の学部生として入学することができます。

採用決定までの流れ：

- 2月-3月 在外日本国大使館/総領事館で募集
- 5月-7月 第1次選考（書類審査、筆記試験、面接）
- 10月- 第2次選考（文部科学省と大学との協議）
- 翌年2月 採用通知
- 4月 渡日

②大学院レベル

各在外公館が募集しますので、これに応募します。第1次選考(書類審査、筆記試験、面接)は在外公館で行われます。第1次選考後、文部科学省での選考、受入希望大学との協議を経て、最終合格者を決定します。

なお、大使館推薦の研究留学生で日本語能力が十分でない学生については、留学生センターの日本語研修コースを1学期間受講し、その後研究生として各研究科に配属後、各研究科の入試を受け、その後進学します。

採用決定までの流れ：

- 2月-3月 在外日本国大使館/総領事館で募集
- 5月-7月 第1次選考（書類審査、筆記試験、面接）
- 8月 受入内諾書 手続き ※下記参照
- 10月- 第2次選考（文部科学省と大学との協議）
- 翌年2月 採用通知
- 4月又は10月 渡日

※受入内諾書について

入学希望大学に対する受入内諾書発行の依頼は、在外公館による第一次選考に合格した者のみが対象となります。

したがって、留学希望者が受入内諾書を得るためには、先ず、研究指導を受けたい指導教員を検討し、郵便やE-MAILなどで受入れの可否を照会する必要があります。その後、指導教員からのインタビューなどを経て、研究科で受入れを承諾された場合に、受入内諾書を受け取ることが可能です。

教員の所属、氏名、入学を希望する研究科名を明記し、下記の書類を添付して、下記の問い合わせ先に連絡します。

必要な添付書類：

在外公館による第一次選考合格証明書、文部科学省の大学受入内諾書様式、在外公館への提出書類一式の写し（申請書、研究計画書、出身大学の成績証明書等）

問い合わせ先：

人文社会科学研究科・観光科学研究科（学務）：hbgakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

教育学研究科（学務）：kigakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

医学研究科・保健学研究科（教務係）：igzkyoumu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

理工学研究科（理系・学務）：rggakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

理工学研究科（工系・学務）：kggakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

農学研究科（学務）：nggakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

支給内容（研究留学生）：

研究生：月額 152,000円（平成21年度）

修士課程：月額 154,000円（平成21年度）

博士課程：月額 155,000円（平成21年度）

その他、渡日・帰国する時に旅費として、航空券が支給されます。

支給期間：

研 究 生： 1年6ヶ月（※）

修 士 課 程： 標準修業年限（※）

博士後期課程： 標準修業年限

※進学等に伴い、奨学金の支給期間延長を希望する者は、所定の手続きを経て、文部科学省による審査により支給期間が延長されることがあります。なお、推薦基準は、大学院に進学する見込みのある者、学業成績係数が所定の係数以上の者、現在在籍している課程を留年していない者等、文部科学省の取扱要領に基づきます。

Q:大学推薦について教えてください。

A④-4：大学推薦の採用区分は「研究留学生（大学院レベル）」のみで、「学部留学生（学部レベル）」はありません。

募集は学習開始予定前年の12月～1月頃に、各学部・研究科を通して行われます。

各学部・研究科から大学長あてに候補者を推薦し、その後大学から文科省あてに候補者を推薦し、その後文部科学省の選考を経て、採用者が6月末頃に決定されます。受入れは10月のみです。

候補者：

- ・ 大学間交流協定に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者、
- ・ その他、本学と交流のある外国の大学の学長又は部科長（研究科長）レベル以上の者から公式に推薦を受けた者、
- ・ その他、交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として本学大学長が推薦する者

必要書類：

推薦調書、推薦者一覧、申請書、面接評価表、在学証明書、在学大学の成績証明書、卒業（見込）証明書、在学大学からの本学学長あての推薦状、研究計画書、論文作成のための語学能力についての客観的な資料（TOEFL、TOEIC、日本留学試験日本語科目、日本語能力試験等の成績表等）、パスポートがある場合は写し、学位論文の概要については数ページ程度に要約したもの、健康診断書等

※注意点

- a) 他大学との重複申請、大使館推薦及び日本学生支援機構の短期留学推進制度との併願は認められないので、十分調査するとともに事前に周知徹底して下さい。
- b) また、大学推薦による採用者は、本学で教育・研究指導を受けることが条件と

なっているので、**渡日後、他大学への進学・転学は認められませんので**、予め応募者に周知して下さい。

- c) 採用後、万が一採用辞退者がでた場合は、次年度以降の採用数が減になる可能性がありますので、特にご留意願います（本学での選考の際、在職者にあつては在職機関の長による許可書（様式任意）の提出が必要です）。

採用決定までの流れ：

- 12月-1月 大学で募集を行う（書類審査、面接）
- 6月 文部科学省での審議の結果、採用決定
- 10月 渡日

支給内容（研究留学生）：

- 研究生：月額 152,000円（平成21年度）
- 修士課程：月額 154,000円（平成21年度）
- 博士課程：月額 155,000円（平成21年度）

支給期間：

- 研究生： 1年6ヶ月（※）
- 修士課程： 標準修業年限（※）
- 博士後期課程： 標準修業年限

※進学等に伴い、奨学金の支給期間延長を希望する者は、所定の手続きを経て、文部科学省による審査により支給期間が延長されることがあります。なお、推薦基準は、大学院に進学する見込みのある者、学業成績係数が所定の係数以上の者、現在在籍している課程を留年していない者等、文部科学省の取扱要領に基づきます。

担当部署 学術国際部国際課 奨学担当 内線8103 E-mail:koshogak@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

④で、「私費留学を希望している」場合・・・

A④：私費で留学する場合の手続きは、下記の通りです。

a) 研究生(私費)の出願手続きは・・・

留学を希望する者が入学したい学部(法文、観光、教育、理工学、農学及び医学部)の専攻科目及び指導教員を研究者総覧、紹介等で探し、**指導教員の承諾を得た後**、当該学部から願書を取り寄せ、学務担当者へ提出します。

各学部担当部署

法文・観光：098-895-8184	hbgakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
教育：098-895-8317	kigakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
理学：098-895-8595	rggakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
医学：098-895-1032	igzkyoumu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
工学：098-895-8593	kggakrmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
農学：098-895-8738	nggakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

b) 学部留学生(私費)の出願手続きは・・・

①学部の留学生になる者は、下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (3) 出入国管理及び難民認定法に基づく大学入試に支障のない在留資格(留学)を有する者及び取得できる見込みのある者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構が毎年、6月又は11月に実施する「日本留学試験」において、本学が指定する文系又は理系の全教科を受験している者で、「日本留学試験」の得点がそれぞれ「日本語200点以上」かつ「基礎学力(文系は「総合科目」「数学」、理系は「理科」「数学」)200点以上であること

②出願期間：1月26日～2月4日(平成21年度)

③検定料：17,000円

担当部署

学生部入試課

098-895-8141

nsnsd1@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

c)大学院(私費)の出願手続きは・・・

留学を希望する者が入学したい研究科（人文社会科学、観光科学、教育学、理工学、農学及び医学・保健学）の専攻分野及び指導教員を研究者総覧、紹介等で探し、当該研究科から直接、願書を取り寄せ、学務担当者へ提出します。

各学部担当部署

法文・観光：098-895-8184	hbgakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
教育：098-895-8317	kigakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
理学：098-895-8595	rggakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
医学：098-895-1032	igzkyoumu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
工学：098-895-8593	kggakrmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp
農学：098-895-8738	nggakmu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

<参考>

現在、私費の留学生に対し、「渡日前の入学許可」を出している本学の学部・学科は、下記の通りです。

(2009年8月現在)

学部	学科
工学部	機械システム工学科
	環境建設工学科
農学部	生物生産・生産環境・生物資源科学科



Q36: 試験を受けるのに、どのくらいお金がかかるのですか？

A36: 身分によって金額が異なります。入学料および授業料は、下記の通りです。

身分	検定料
学部学生	17,000円
大学院生	30,000円
研究生	9,800円
研究生	9,800円

Q37: 入学する時、どのくらいお金がかかるのですか？

A37: 身分によって金額が異なります。入学料および授業料は、下記の通りです。

身分	入学料	授業料
学部学生	282,000円	年額535,800円
大学院生	282,000円	年額535,800円
研究生	84,600円	月額 29,700円
科目等履修生	28,200円	1単位当14,800円

Q38: 授業料を納めるのが大変だという相談を受けたのですが、留学生も免除をしてもらえますか？

A38: 学部および大学院に在籍する私費留学生で、経済的な理由により授業料を納入することが困難で、かつ成績が優秀と認められる者に対しては、授業料の一部を免除する制度があります。が、「留学生枠」を特に設けているわけではありません。詳細については、学生課で相談して下さい。

なお、この授業料免除は、**研究生、科目等履修生は対象になりません**ので、ご注意ください。

Q39:授業料免除の手続きについて、留学生に聞かれたのですが・・・。

A39: 申請書および様式は、**大学のホームページからダウンロードして入手**することになっています。

(学生部HPアドレス：http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/std/std_top.asp)

なお、平成22年度の申請書配布期間および申請期間は、下記の通りです。

申請書配布期間

前期分：平成22年1月20日（木）～2月14日（日）

後期分：平成22年7月5日（金）～8月15日（日）

申請期間

前期分：

全学部共通 平成22年2月15日（月）～2月17日（水）

法文、観光 平成22年2月18日（木）～2月19日（金）

教育、理 平成22年2月22日（月）

医、工、農 平成22年2月23日（火）～2月24日（水）

後期分：

全学部共通 平成22年8月16日（月）～8月18日（水）

法文、観光 平成22年8月19日（木）～8月20日（金）

教育、理 平成22年8月23日（月）

医、工、農 平成22年2月24日（火）～2月25日（水）

担当部署

学生部学生援護係

電話895-8135

Q40: 留学生から奨学金について聞かれたのですが・・・。

A40: 私費留学生に対する奨学金には、民間の団体等による奨学金の他、(独) 日本学生支援機構の学習奨励費、文部科学省の国費留学生国際採用制度があります。

Q41: 学習奨励費とは、何ですか？

A41: 学業・人物とも優れ、かつ留学を続けていくために経済的な援助を必要とする私費留学生を対象とした、文部科学省が支給する奨励費です。

募集は4月頃に各学部・研究科を通して行いますが、その後、各学部・研究科から大学長あてに候補者を推薦→大学から文科省あてに候補者を推薦→日本学生支援機構が選考→選考結果通知(6月頃)という流れになります。

支給額は、下記の通りです。

大学院レベル: 月額65,000円(平成21年度)

学部レベル: 月額48,000円(平成21年度)

Q42: 文部科学省の国費留学生国内採用制度とは、何ですか？

A42-1: 私費の学部学生、大学院生、研究生で成績優秀な者を、国費留学生として採用する制度です。

募集は学習開始予定前年の9月～10月頃に、各学部・研究科を通して行いますが、その後、各学部・研究科から大学長あてに候補者を推薦→大学から文科省あてに候補者を推薦→文部科学省が選考→採用結果通知(2月頃)という流れになります。

但し、「日本政府が承認している国の国籍を有する者」となっているので、例えば、台湾からの留学生は応募資格がありませんから、ご注意ください。

A42-2: 学部学生と大学院生・研究生とでは、応募資格および奨学金等に違いがあります。

①学部学生

応募資格：申請する年度の4月1日現在で、学部の最終学年に進級する者で、年齢が26歳未満の者（ただし、医学を専攻する者は、満28歳未満の者）

奨学金：月額125,000円（平成21年度）

その他、帰国する時に帰国旅費として、航空券が支給されます。

必要書類：

申請書、推薦者一覧、推薦調書、在学証明書、成績証明書（大学1年次から現在取得可能な最近のもの）、在留資格を証明する書類（外国人登録証明書、旅券の在留資格確認箇所等）等

支給期間：申請する年度の3月までの学部正規課程在学期間

※進学等に伴い奨学金の支給期間延長を希望する者は、所定の手続きを経て、文部科学省による審査により支給期間が延長されることがあります。なお、推薦基準は、大学院に進学する見込みのある者、学業成績係数が所定の係数以上の者、現在在籍している課程を留年していない者等、文部科学省の取扱要領に基づきます。

②大学院生・研究生

応募資格：申請する年度の4月1日現在で、大学院に正規学生として進学した者及び在学する者で（研究生等の身分で在籍し、大学院正規課程に進学する者も応募できます）、年齢が満35歳未満の者

奨学金：修士課程：月額154,000円（平成21年度）

博士課程：月額155,000円（平成21年度）

その他、帰国する時に帰国旅費として、航空券が支給されます。

必要書類：申請書、推薦者一覧、推薦調書、在学証明書、成績証明書（大学の学部及び大学院の全学年に係るもの。母国の大学のものを含む）、在留資格を証明する書類（外国人登録証明書、旅券の在留資格確認箇所等）等

支給期間：

修士課程：標準修業年限（※）

博士後期課程：標準修業年限

※進学等に伴い奨学金の支給期間延長を希望する者は、所定の手続きを経て、文部科学省による審査により支給期間が延長されることがあります。なお、推薦基準は、大学院に進学する見込みのある者、学業成績係数が所定の係数以上の者、現在在籍している課程を留年していない者等、文部科学省の取扱要領に基づきます。

Q43: 民間団体等の奨学金は、どのようなものがありますか？

A43: 現在、本学に通知のある民間団体等の奨学金については、巻末「参考資料」をご覧ください。

担当部署

学術国際部国際課

奨学担当

内線 8 1 0 3

E-mail: koshogak@to.jim.u-ryukyu.ac.jp



Q44: 留学生から就職活動について相談を受けたのですが、日本人の就職活動と違いがありますか？

A44：採用する時、「外国人枠」を設けている企業はほとんどありません。したがって、就職活動について言うと、**留学生と日本人の間に違いはありません**。言い換えれば、留学生は、日本人の中に入って就職活動をしなければなりません。本学では、就職センター（大学会館 1 階）で就職の情報を得ることができます。また、下記のサイトにアクセスすれば、就職活動についての様々な情報を得ることができます。

<http://www.c-adviser.com/>

Q45: 留学生の体調が良くないようなのですが、どうすればいいですか？

A45-1：**まず、保健管理センターへ行く**よう、ご指導ください。保健管理センターでは、簡単な治療、投薬、健康診断、応急処置を受けることができます。専門の診察が必要な場合は、専門医を紹介します。
なお、診察のローテーションは、下記の通りです（平成 22 年 1 月現在）。

曜日	午前		午後	
	カウンセリング	健康相談	カウンセリング	健康相談
月	古川		古川、中山	崎間
火	島袋	崎間	島袋	崎間
水	古川、中山	崎間	古川、中山、島袋、平山、大嶺※	崎間、非常勤学校医
木	古川		古川、平山、大嶺※	崎間
金	古川、中山		古川、島袋、福治	崎間、非常勤学校医

※大嶺先生（女性）のカウンセリングは、14：00～です。

※健康相談は、22年4月以降、担当者変更の予定があります。

A45-2：保健管理センターでは、英語での対応が可能ですが、**英語以外の外国語での対応はできません**。したがって、日本語も英語もできない留学生には、必ず日本

語ができる留学生またはチューターが同伴するようご指導ください。

Q46: 学外で、英語で対応できる病院はありますか？

A46-1：英語での対応が可能な病院は、アドベンティスト・メディカルセンターです。
内科、外科、産婦人科、小児科、皮膚科、リハビリテーション科、歯科、整形外科、総合診療科があります。

外来の時間は、下記の通りです。

月～木：8：00～11：30、13：00～16：30

金：8：00～11：30

日：7：00～11：00、13：00～15：00

A46-2：他の病院にも、英語での対応が可能な医師がいる場合もありますが、看護師や事務職員が必ずしも英語での対応が可能なわけではありません。したがって、他の病院に行く場合は、必ず、日本語ができる留学生かチューターに同伴してもらいようご指導ください。

Q47: 留学生が友人関係で悩んでいるようなのですが・・・。

A47-1：留学生センターでは、異文化カウンセラーが週2回、カウンセリングを行っていますので、カウンセリングを受けるよう指導してください。但し、**使用言語は日本語と英語です**。場所および時間は下記の通りです。

場所：国際交流会館 留学生相談室（895-8106）

時間：水曜日、金曜日 15：00～17：00

カウンセラー：中山公彦なかやまきみひこ（臨床心理士）kn1961dec8@docomo.ne.jp

A47-2：留学生センター以外に、保健管理センターでも、カウンセリングを受けることができます。相談時間は、下記の通りです（平成22年1月現在）

曜日	午前	午後
月	古川	古川、中山
火	島袋	島袋
水	古川、中山	古川、中山、島袋、平山、大嶺※
木	古川	古川、平山、大嶺※
金	古川、中山	古川、島袋、福治

※大嶺先生（女性）のカウンセリングは、14：00～です。

A47-3：各学部には、留学生アドバイザーがいますので、専門の勉強についての相談などは、学部の留学生アドバイザーにした方がよいでしょう。

なお、現在、[国際交流委員会の委員が留学生アドバイザーになっています](#)（平成22年1月現在）。

法文学部	兼本 円	教授
	赤嶺 守※	教授
	津波 高志	教授
観光産業科学部	大島 順子※	准教授
教育学部	西岡 尚也	教授
理学部	池田 譲	教授
医学部	外間 登美子	教授
工学部	野口 隆	教授
	アシャリフ モハメド レザー	教授
農学部	安谷屋 信一	教授

※のついた先生は、22年3月末で任期が切れます。



Q48: 留学生に日本語を勉強させたいのですが・・・。

A48: 留学生センターでは、初級～上級レベルまでの日本語コースを提供していますが、**学生の身分等によって、履修できるコースが異なります**ので、ご注意ください。詳細は、下記担当者にお問い合わせください。

学生の身分	コース名	レベル	担当者連絡先
学部学生	日本語・日本事情 (共通教育)	初級、初中 級、中級、上 級	金城尚美 knao@ll.u-ryukyu.ac.jp 葦原恭子 ashihara@lab.u-ryukyu.ac.jp 副島健作 kensaku@lab.u-ryukyu.ac.jp
短期留学生 (STRP)	日本語・日本事情 (共通教育)	初級、初中 級、中級、上 級	金城尚美 knao@ll.u-ryukyu.ac.jp 葦原恭子 ashihara@lab.u-ryukyu.ac.jp 副島健作 kensaku@lab.u-ryukyu.ac.jp
短期留学生 (URSEP)	URSEP & 研修コー ス合同コース	初級、初中 級、中級、	石原嘉人 y-ishi@lab.u-ryukyu.ac.jp
研究生 (※国費、私費)	日本語研修コース	初級	武藤彩加 ayaka@lab.u-ryukyu.ac.jp
大学院生、研究生	院生・研究生コー ス	初級、初中級、 中級	石原嘉人 y-ishi@lab.u-ryukyu.ac.jp
理工学研究科特別 コース生	理工学研究科特別 コース日本語クラ ス(工学部クラス、 理学部クラス)	入門(工学部 クラス)、 初級(理学部 クラス)	佐々木香代子 daisukes@lab.u-ryukyu.ac.jp

※国費の研究生(大学院進学予定の研究留学生、大使館推薦および大学推薦どちらも含む)で、日本語が充分ではない学生は、研修コースを受講することになっています。私費の研究生については、クラスの人数に余裕のある時に学部を通して「学内募集」をします。

Q49:車を運転したいと言っているのですが、どうすればいいですか？

A49-1：留学生は、日本の交通法規に慣れていないので、本当に必要でない限りは、オートバイや自動車は運転しないようにご指導ください。

A49-2：自動車、オートバイともに運転する時は、運転免許または国際免許が必要です。国際免許は、発行年月日から1年間有効ですが、**日本で更新することはできません。**

A49-3：外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることもできますが、これは3ヶ月以上日本に滞在し、外国で取得した免許証が有効期間内である場合に限りです。また、国によっては、筆記試験（外国語版あり）や実技試験が必要となる場合もありますので、詳しくは、那覇市にある警察本部運転免許課に問い合わせてください。

警察本部運転免許課 電話 098-868-3401

A49-4：自動車やオートバイを運転する時に、重要なのは自動車保険です。強制保険である自賠責保険は事故の場合、自動車の修理費や加入者の治療費の補償がないなど、事故の場合、補償が十分でない場合が多いので、**任意保険に必ず入るよう**ご指導ください。

<参考事例>

ある留学生がループ道路を運転中、がじゅまるの木に激突したことがあります。後日、がじゅまるの木および道路、花壇の補修代として、140,000円が請求されました。幸い、この学生は、任意保険に加入しており、「自損事故」の補償もつけていたので、保険からこの補修代を支払うことができましたが、入っていなかったら、自費で払わなければならなかったところでした。

こういった事例もありますので、留学生には、ぜひ任意保険に加入するようご指導ください。

<参考>

普通自動車を購入する場合、車庫証明が必要になりますが、**本学では、本学内の駐車場を以て車庫証明を申請することを禁じています。**なお、本学キャンパスのある**西原町の場合、軽自動車は書庫証明の必要がありません**が、軽自動車の書庫証明の必要の有無については市町村によって対応が異なりますので、居住する市町村に確認するよう留学生にご指導ください。

Q50: 留学生が国から配偶者を連れてきました。配偶者が利用できるサービスがありますか？

A50: 留学生センターでは、毎学期、配偶者のための日本語クラスとしてサバイバルレベルの日本語を勉強するためのクラス「生活日本語」クラスを、国際交流会館で開いています。申し込みは、国際交流会館の事務室で受け付けています。詳しいことは、下記コーディネーターにお問い合わせください。

留学生センター 佐々木香代子 daisukes@lab.u-ryuku.ac.jp

Q51: 留学生が帰国します。どんな手続きが必要ですか？

A51: 以下の手続きが必要です。なお、手続きは、必ず**帰国する留学生本人が行う**ようご指導ください。

- ①外国人登録証明証の返却: 出国する際は外国人登録証明証を空港の入国管理官に提出します。
- ②国民健康保険証の返却: 健康保険証が発行された役場に行き、返却します。
(年度途中で帰国する場合は、4月分から帰国する月までの保険料を支払うことになります。)
- ③銀行口座の解約: 口座を開設した銀行に行き、解約手続きをします。
- ④携帯電話の解約: 携帯電話ショップに行き、解約手続きをします。
- ⑤寮、国際交流会館の退去手続き: 寮、国際交流会館の事務室から「退去届け」を受け取り、必要事項を記入の上、提出します。



キーワード検索

キーワード	頁	キーワード	頁
あ行		車庫証明	34
アルバイト	1	就職活動	12～13, 30
アパート	14	就職するための手続き	11
アパートの保証人	14	授業料	25
一時出国	10	授業料免除	25～26
URSEP	17～18	宿舍	13～14
運転免許	34	奨学金	27～29, 資料2
STRP	17～18	生活日本語	35
か行		た行	
外国人登録	4～5	大学院留学	19～22, 23～24
カウンセリング	31～32	大学推薦	21～22
学習奨励費	27	大使館推薦	19～21
学部留学	19, 23～24	短期留学	17～18
科目等履修生	16～17	渡日前入学許可	24
学寮	13～14		
帰国時の手続	35	な行	
協定大学	17, 資料1	日本語学習	33
銀行口座の開設	6	入学金	25
研究生	22～23	入学後の学外での手続き	4
健康相談	30～31	入管	1, 8～13
国際交流会館	13～14		
国民健康保険	5～6	は行	
国費留学		配偶者へのサービス	33
国内採用	27～28	病院	31
渡日前採用	19～20	保健管理センター	30～32
さ行		や行	
再入国	10	ゆうちょ銀行	6～7
在留期間更新	8～9		
在留資格変更	11～12	ら行	
資格外活動	1	留学生アドバイザー	32
自動車保険	34	留学生住宅総合補償	15
私費留学	22～24		

指導教員のためのインフォメーションブック

発行年月日:2010年1月

**編集・発行:琉球大学留学生センター 相談部門
〒903-0213 沖縄県西原町字千原1番地**

国際交流協定締結大学一覧

1. 交流協定大学の地域・国別(63大学, 23ヶ国1地域)

平成21年10月1日 現在

地域別(数)	国・地域名(数)	相手側大学名
北米(6)	米国(6)	ミシガン州立大学, グラム大学, ハワイ大学, カリフォルニア大学デイヴィス校 ネヴァダ大学リノ校, フォートルレーイス大学
南米(1)	ブラジル(1)	サンパウロ大学
大洋州(10)	オーストラリア(2) マーシャル諸島共和国(1) パラオ共和国(1) バブア・ニューギニア(1) サモア独立国(1) 仏領ニューカレドニア(1) フィジー諸島共和国(1) ミクロネシア連邦(1) トンガ王国(1)	キャンベラ大学, ジェームス・クック大学 マーシャル諸島短期大学 パラオ地域短期大学 バブア・ニューギニア大学 国立サモア大学 ニューカレドニア大学 南太平洋大学 ミクロネシア連邦短期大学 アテニシ大学
アジア(38)	中国(9) 韓国(6) タイ(5) インドネシア(3) インド(1) ベトナム(6) 台湾(5) ラオス(2) モンゴル(1)	中山大学中山医学院, 中南林業科技大学, 福建師範大学, 福州大学 広西医科大学, 大連医科大学, 雲南農業大学, 延邊大学, 華中科技大学 啓明大学校, 済州大学校, 順天大学校, ソウル市立大学校, 延世大学校, 湖西大学校 チュラロンコン大学, タマサート大学, コンケン大学, チェンマイ大学 キング・モンクット工科大学ラートクラバン校 サムラトランギ大学, ボゴール農業大学, ディボネゴロ大学 国立細胞・分子生物学研究所 ハノイ農業大学, タイグエン師範大学, ベトナム国立大学ハノイ校 ベトナム国家大学ホーチミン市校, ハノイ工科大学, タイグエン農林大学 国立台湾大学, 国立中山大学, 国立雲林科学技術大学 国立台湾海洋大学, 国立台湾科技大学 ラオス国立大学, ラオス健康科学大学 モンゴル保健総合大学
中近東(1)	イラン(1)	テヘラン大学
欧州(6)	ドイツ連邦共和国(1) フランス(4) 英国(1)	ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ大学 フランス国立高等研究院, リール科学技術大学, トゥルーズ・ル・ミラエ大学 トゥルーズ第一社会科学大学 シェフィールド大学
アフリカ(1)	南アフリカ(1)	ケープタウン大学
	計 23カ国1地域	

※部局間交流協定締結大学は、下線で示す。

※国・地域数については、仏領ニューカレドニアをフランスに計上する。

2. 大学間交流(44大学)

平成21年10月1日現在

大学名	国・地域名	締結(更新)年月日	協定の目的		学生交流覚書 (授業料不徴収 含む)の有無
			学術交流	学生交流	
ミシガン州立大学	米 国	昭和54年2月14日 締結		○	有
チュラロンコン大学	タ イ	昭和58年2月19日 締結	○	○	有
タマサート大学	タ イ	昭和59年6月26日 締結	○	○	有
コンケン大学	タ イ	昭和62年4月1日 締結	○	○	有
サムラトランギ大学	インドネシア	昭和63年3月8日 締結	○	○	有
グアム大学	米 国	昭和63年3月10日 締結	○	○	無
ハワイ大学	米 国	昭和63年11月7日 締結	○	○	有 ※8
チェンマイ大学	タ イ	平成元年12月18日 締結	○	○	有
啓明大学校	韓 国	平成2年5月11日 締結	○	○	有
済州大学校	韓 国	平成3年3月5日 締結	○	○	有
中南林業科技大学	中 国	平成5年3月9日 締結	○	○	有
キャンベラ大学	オーストラリア	平成5年12月7日 締結	○	○	有
福建師範大学	中 国	平成9年11月14日 締結	○	○	有
リール科学技術大学	フランス	平成12年9月30日 締結		○	有
フランス国立高等研究院	フランス	平成12年10月12日 締結	○	○	有
トゥルース・ル・ミライユ大学 ※4	フランス	平成13年2月28日 締結	○	○	有
マーシャル諸島短期大学	マーシャル諸島共和国	平成13年7月15日 締結	○	○	有
パラオ地域短期大学	パラオ共和国	平成13年7月15日 締結	○	○	有
バブア・ニューギニア大学	バブア・ニューギニア	平成13年7月15日 締結	○	○	有
国立サモア大学	サモア独立国	平成13年7月15日 締結	○	○	有
ニューカレドニア大学	仏領ニューカレドニア	平成13年7月15日 締結	○	○	有
南太平洋大学	フィジー諸島共和国	平成13年7月19日 締結	○	○	有
ミクロネシア連邦短期大学	ミクロネシア連邦	平成13年8月3日 締結	○	○	有
アテニシ大学	トンガ王国	平成13年8月27日 締結	○	○	有
トゥルース*第一社会科学大学	フランス	平成14年2月8日 締結	○	○	有
国立台湾大学 ※1	台 湾	平成15年4月2日 締結	○	○	有
カリフォルニア大学デイヴィス校	米 国	平成15年10月22日 締結	○	○	無
ネヴァダ大学リノ校	米 国	平成16年2月18日 締結	○	○	有
ジェームス・クック大学	オーストラリア	平成16年2月25日 締結	○	○	有
雲南農業大学 ※2	中 国	平成17年1月20日 締結	○	○	有
ベトナム国立大学ハノイ校	ベトナム	平成17年3月17日 締結	○	○	無
ラオス国立大学	ラオス	平成17年5月19日 締結	○	○	有
順天大学校	韓 国	平成17年9月12日 締結	○	○	有
延邊大学	中 国	平成17年10月18日 締結	○	○	有
国立台湾海洋大学	台 湾	平成17年11月9日 締結	○	○	有
シェフィールド大学	英 国	平成18年2月13日 締結	○	○	有
ベトナム国家大学ホーチミン市校	ベトナム	平成18年3月14日 締結	○	○	無
ボゴール農業大学 ※3	インドネシア	平成18年7月13日 締結	○	○	有
華中科技大学	中 国	平成18年11月14日 締結	○	○	有
国立中山大学 ※5	台 湾	平成19年12月4日 締結	○	○	有
延世大学校 ※6	韓 国	平成20年1月16日 締結	○	○	有
ソウル市立大学校 ※7	韓 国	平成20年4月30日 締結	○	○	有
ディポネゴロ大学	インドネシア	平成20年5月1日 締結	○	○	有
ラオス健康科学大学 ※9	ラオス	平成21年9月15日 締結	○	○	有

※1 国立台湾大学は、部局間交流協定(医学部、工学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※2 雲南農業大学は、部局間交流協定(遺伝子実験センター)を大学間交流協定に格上げして締結

※3 ボゴール農業大学は、部局間交流協定(農学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※4 トゥルース・ル・ミライユ大学は、平成18年12月13日学術交流協定締結

※5 国立中山大学は、部局間交流協定(法文学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※6 延世大学校は、部局間交流協定(附属図書館、保健学研究科)を大学間交流協定に格上げして締結

※7 ソウル市立大学校は、部局間交流協定(法文学部)を大学間交流協定に格上げして締結

※8 ハワイ大学との学生交流協定は、マノア校(H20.9.28付)、ヒロ校(H20.8.26付)と更新

※9 ラオス国立大学医学部独立に伴い、ラオス健康科学大学と新たに協定を締結

3. 部局間交流(19大学)

平成21年10月1日現在

大 学 名	国・地域名	締結(更新)年月日	協定の目的		学生交流覚書 (授業料不徴収 含む)の有無	締 結 学 部
			学術交流	学生交流		
中山大学中山医学院 ※1	中 国	平成3年3月6日 締結	○		無	医学部
テヘラン大学(工学部)	イラン	平成10年10月26日 締結	○	○	無	工学部
国立細胞・分子生物学研究所	インド	平成10年11月10日 締結	○	○	無	医学部
福州大学(工学院)	中 国	平成11年3月1日 締結	○	○	無	工学部
サンパウロ大学(工学部)	ブラジル	平成12年3月29日 締結	○	○	無	工学部
ハインリッヒ・ハイネ・デュッセルドルフ 大学(人文学部)	ドイツ連邦共和国	平成13年9月30日 締結	○	○	有	法文学部
広西医科大学	中 国	平成13年12月18日 締結	○	○	有	医学部
大連医科大学	中 国	平成14年6月26日 締結	○	○	無	医学部
ハノイ農業大学	ベトナム	平成14年11月5日 締結	○	○	有	農学部
タイグエン師範大学	ベトナム	平成15年8月22日 締結	○	○	有	教育学部
フォートルーイス大学	米 国	平成16年3月1日 締結		○	有	留学生センター
国立雲林科学技術大学(国際事務局)	台 湾	平成17年9月21日 締結		○	有	留学生センター
モンゴル保健総合大学	モンゴル	平成18年10月24日 締結	○	○	有	医学部
ケープタウン大学(科学部)	南アフリカ共和国	平成18年10月24日 締結	○	○	有	医学部
ハノイ工科大学(電子情報学部)	ベトナム	平成19年12月5日 締結	○	○	無	工学部
タイグエン農林大学	ベトナム	平成20年3月3日 締結	○	○	無	農学部
キング・モンクット工科大学ラートクラバン 校(建築学部)	タ イ	平成20年3月28日 締結	○	○	無	工学部
国立台湾科技大学(電気工学・情報科学 学部及び工学部)	台 湾	平成20年9月15日 締結	○	○	有	工学部
湖西大学校(工学部)	韓 国	平成21年9月4日 締結	○	○	有	工学部

※1 部局間協定を締結した中山医科大学が中山大学と合併

4. 年度別国際交流協定締結状況

平成21年10月1日現在

年度別	大学間交流大学数	部局間交流大学	締結大学等数
昭和53年度	1		1
昭和57年度	1		1
昭和59年度	1		1
昭和62年度	3		3
昭和63年度	1		1
平成元年度	1		1
平成2年度	2	1	3
平成4年度	1		1
平成5年度	1		1
平成9年度	1		1
平成10年度		3(1)	3
平成11年度		1(1)	1
平成12年度	3	0(1)	3
平成13年度	9	2(2)	11
平成14年度		2(1)	2
平成15年度	4	2	6
平成16年度	2		2
平成17年度	6	1(1)	7
平成18年度	2	2(1)	4
平成19年度	2	3	5
平成20年度	2	1	3
平成21年度	1	1	2
計	44	19(8)	63

※()は外数。

*平成10年度の(1)は工学部,平成11年度の(1)は医学部で締結した国立台湾大学との部局間交流協定を平成15年4月2日大学間交流協定に格上げした。

*平成14年度の(1)は,遺伝子実験センターと雲南農業大学との部局間交流協定を平成17年1月20日大学間交流協定に格上げした。

*平成12年度の(1)は,農学部とボゴール農業大学との部局間交流協定を平成18年7月13日大学間交流協定に格上げた。

*平成13年度の(2)のうち,法文学部と国立中山大学との部局間交流協定は平成19年12月4日大学間交流協定に格上げし,法文学部とシドニー大学との部局間交流協定は平成19年3月4日に終結した。

*平成17年度の(1)は,法文学部とソウル市立大学校との部局間交流協定を平成20年4月30日大学間交流協定に格上げた。

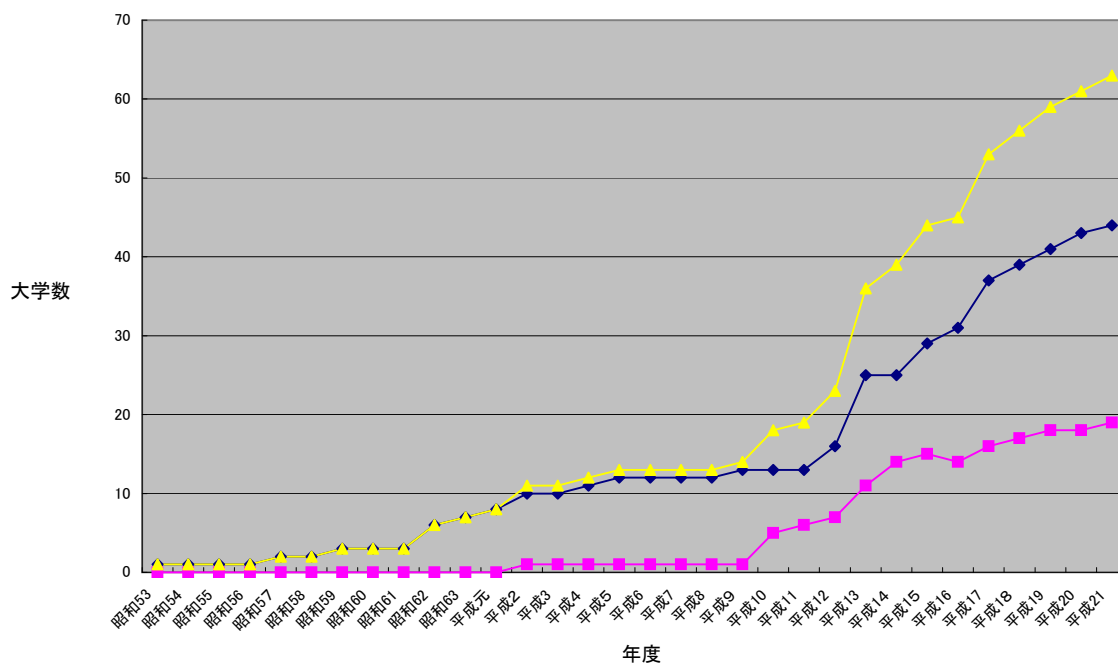
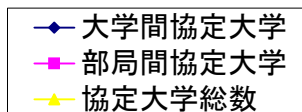
*平成18年度の(1)は,附属図書館及び保健学研究科で締結した延世大学校との部局間協定を平成20年1月16日大学間交流協定に格上げた。

5. 交流協定大学数の推移

平成21年10月1日現在

年度	大学間協定大学 (各年度末時点)	部局間協定大学 (各年度末時点)	協定大学総数 (各年度末時点)	備考
昭和53年度	1	0	1	
昭和57年度	2	0	2	
昭和59年度	3	0	3	
昭和62年度	6	0	6	
昭和63年度	7	0	7	
平成元年度	8	0	8	
平成2年度	10	1	11	
平成4年度	11	1	12	
平成5年度	12	1	13	
平成9年度	13	1	14	
平成10年度	13	5	18	
平成11年度	13	6	19	
平成12年度	16	7	23	
平成13年度	25	11	36	
平成14年度	25	14	39	
平成15年度	29	15	44	国立台湾大学:工学部・医学部との各部局間協定を大学間協定に格上げ
平成16年度	31	14	45	雲南農業大学:遺伝子実験センター部局間協定を大学間協定に格上げ
平成17年度	37	16	53	
平成18年度	39	17	56	ボゴール農業大学:農学部部局間協定を大学間協定に格上げ ジドニー大学:法文学部との部局間協定終結
平成19年度	41	18	59	国立中山大学:法文学部部局間協定を大学間協定に格上げ 延世大学校:附属図書館・保健学研究科との各部局間協定を大学間協定に格上げ
平成20年度	43	18	61	ソウル市立大学校:法文学部との各部局間協定を大学間協定に格上げ
平成21年度 (10月1日時点)	44	19	63	

交流協定大学の推移



私費外国人留学生のための奨学金一覧

※ 私費外国人留学生とは、在留資格「留学」を有する留学生で、国費及び外国政府派遣留学生以外の留学生のことをさします。配偶者が国費留学生の学生は4をのぞいて応募資格がありません。

奨学金・団体名	主な応募資格	支給内容	募集時期
1. (独) 日本学生支援機構 構学習奨励費	①大学院レベル（大学院生・研究生） ・仕送りが平均月額90,000円以内の者 ・他から月額65,000円以上の奨学金を受けていない ②学部学生 ・仕送りが平均月額90,000円以内の者 ・他から月額48,000円以上の奨学金を受けていない	月額65,000円（1年間） 月額48,000円（1年間）	4月
2. (財) ロータリー 米山記念奨学金	①大学院生 ・応募時（10月）において、翌年修士課程1，2年又は博士課程2，3年（医学は3，4年）に進学予定の者 ②学部学生 ・応募時（10月）において、翌年学部3年又は4年次（医学は5年、6年）に進級する者（学部学生については中国・韓国籍学生を除く）	月額140,000円（1-2年間） 月額100,000円（1-2年間）	8月～9月
3. (財) 交流協会奨学金	台湾からの大学院生	月額170,000円(正規課程修了まで、 2年目以降は160,000円) 授業料・帰国旅費支給	8月～9月
4. 文部科学省 国費外国人留学生 (国内採用)	①大学院生 ・応募時（9月）において、日本の大学又は大学院に在籍しており、来年度、大学院に進級及び在学する者 ②学部学生 ・応募時（9月）に学部3年次（医学は5年次）に在籍し、翌年4年次（医学は6年次）に進級する者	月額154,000円（修士課程）、月額 155,000円（博士課程）の奨学金（正 規課程修了までの期間支給）、授業 料免除・帰国旅費支給 月額125,000円の奨学金（1年間※ 但し、修士課程までの延長可能性 有）、授業料免除	8月～9月

奨学金・団体名	主な応募資格	支給内容	募集時期
5. 日揮・実吉奨学金	理, 工, 農学研究科に在籍する学部生、大学院生、研究生	年額250,000円(2名)	6月
6. 在沖縄外国人留学生奨学金 (ライオンズクラブ)	学部生、大学院生、研究生	年額50,000円(6名)	4月
7. (財)平和中島財団 外国人留学生奨学金	①大学院生 ②学部学生 ・月額30,000円をこえる奨学金を受給していないこと。	月額120,000円 (最長2年間) 月額100,000円 (最長2年間)	9月
8. 共立国際交流奨学 財団奨学金	アジア諸国からの留学生で、支給開始後在籍残期間が2年以上または1年以上の者。	月額100,000円 (2年間) 月額60,000円 (1年間)	2月～3月
9. 沖縄県私費外国人 留学生奨学金	・民間賃貸住宅に入居している者 ・月額10,000円以上の奨学金を受給していないこと。	月額10,000円 (10ヶ月間)	7月上旬
10. 朝鮮奨学会	日本の大学の学部および大学院の正規課程に在籍している韓国、朝鮮人学生であること。 ※ただし修士課程及び博士課程入学のための研究生、別科生、専攻生、聴講生は応募できない。	学部 (4年間) 月額25,000円 修士 (2年間) 月額40,000円 博士 (3年間) 月額70,000円	4月
11. 華人会奨学金	在沖縄の大学の学部および大学院の正規課程に在籍している台湾人学生であること。	月額30,000円 (1年間)	1月～2月
12. サトー国際奨学財団 奨学金	アジア諸国からの留学生 (対象国: バングラデシュ・ブータン・ブルネイ・カンボジア・インド・インドネシア・ラオス・マレーシア・モルジブ・ミャンマー・ネパール・パキスタン・フィリピン・シンガポール・スリランカ・タイ・東ティモール・ベトナム) で、学部または大学院で支給開始後在籍期間が原則1年以上の者。 ・国際親善に関心があり、年6回の交流会に必ず出席できること。	学部月額120,000円 大学院月額180,000円 (2年間但し卒業まで)	12月～1月
13. 三菱商事外国人留 学生奨学金	①博士課程 (1年次) ②修士課程 (1～2年次) ③学部 (1～4年次) ・他の奨学金を受けていない者	月額100,000円 (1年間但し面接等の審査により、支給継続 (1年間) が認められることがある)	4月